

eLTAXによる電子申請・届出スタート！

(法人県民税・法人事業税・地方法人特別税)

山口県では、eLTAX（地方税ポータルシステム）による法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の電子申告サービスに加え、新たに平成24年8月27日から法人設立届け等の電子申請・届出サービスを開始します。電子申告とあわせて、是非ご利用ください。

山口県で利用できる手続き

電子申告

- 予定申告
- 中間申告
- 確定申告
- 修正申告
- 均等割申告
- 清算事業年度予納申告
- 清算確定申告

電子申請・届出

- 法人設立・設置届出
- 異動届出
- 法人税に係る確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出（法人県民税）
- 申告書の提出期限の延長の承認申請（法人事業税・地方法人特別税）

NEW!

eLTAXにするとこんなに便利です！

- ◆自宅やオフィスのパソコンからインターネットを利用して申告や申請・届出ができます！
- ◆複数の地方公共団体への申告もまとめて行うことができます！
- ◆無料の対応ソフトウェア（PCdesk）で申告書の作成ができます！
- ◆市販の税務・会計ソフト（eLTAX対応ソフトに限ります。）からも利用できます！

電子申告、電子申請・届出の手続き方法

eL T A Xホームページ <http://www.eltax.jp/>

電子申告の手続き

- ① eL T A Xホームページで利用届出を行い、利用者IDを取得します。
※ 電子申請・届出のみのご利用の場合、利用者IDを取得しなくても利用できます。

- ②③ PCdesk（無料）またはeL T A X対応ソフトウェアを入手します。
★ PCdeskは、eL T A Xのホームページから、無料で取得できます。

- ④ 申告、申請データを作成します。
※ 税理士が代理人として申告する場合は、納税者の切り替え手続きを行い、代理人として操作してください。

- ⑤ 電子証明書を使用し、電子署名を添付します。
※ 税理士に電子申告の作成・送信を依頼している場合は、納税者の電子署名は不要です。

- ⑥ 申告、申請データを送信します。

電子申請・届出の手続き

- ② eL T A Xホームページで、作成する申請・届出書及び提出先を選択します

- ③ 利用者情報を入力し、確認します。

- ⑤ 電子証明書を使用し、電子署名を添付します。
※ 税理士に電子申請の作成・送信を依頼している場合は、納税者の利用者IDがあれば納税者の電子署名は不要です。

eL T A Xの操作上のお問い合わせは、eL T A Xヘルプデスク
(電話 0570-081459) までお願いします。

- ※ I P電話やPHSなどをご利用の場合 045-759-3931 (通常通話料金)
※ 受付時間 月～金 8:30～21:00 (土、日、祝日、年末・年始除く)

〈お問い合わせ先〉

山口県総務部税務課 課税班
電話 083-933-2277